

第6回 新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故
の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会会議録

招集年月日 令和4年 3月15日（火曜日）
招集の場所 高取町議会議場
開閉会日時及び宣言
開会 令和4年 3月15日 午前10時00分
閉会 令和4年 3月15日 午前11時46分

出席議員（8名）

6	番	委員長	新	澤	良	文	君
1	番	副委員長	森	川	彰	久	君
2	番		西	川	侑	耄	君
3	番		谷	本	吉	巳	君
4	番		松	本	圭	司	君
5	番		野	口	勝	也	君
7	番		森	下		明	君
8	番		新	澤	明	美	君

欠席議員（0名）

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 新 田 靖 幸 君

参考人として出席した者の職・氏名

弁 護 士 山 下 誠 君

午前10時00分 開会

○委員長（新澤良文君） ただいまより、第6回新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会を開催いたします。

本日の出席委員は8名中8名でございます。

本日は、地方自治法第109条の5に基づき、山下弁護士に参考人として御出席いただいておりますので御報告いたします。

それでは、本日は、先日の全員協議会でもお伝えいたしましたが、これまでの調査により判明した結果をもとに、山下弁護士が法的根拠に基づきお考えになっています委員会報告書の骨格について御説明いただきます。その後に、委員の皆さんとの報告書作成に係る意見交換を行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、山下弁護士から委員会報告書の骨格について御説明をお願いいたします。

○弁護士（山下 誠君） ただいま御紹介いただきました大阪弁護士会所属の弁護士の山下真と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、私の役割についてちょっと御説明させていただきます。あくまで私は、高取町議会から依頼を受けた範囲内でお仕事をさせていただくという立場でございます。したがって、私の仕事が依頼事項の範囲を超えるということはございません。報告書につきましても、これは当然のことながら、最終的に報告書の内容をお決めになれるのは高取町の議会議員の皆様でございます。私は、あくまで求めに応じまして、その案を作成させていただくということでございます。

今回の事件について申し上げますと、まず事実と認定するという作業が必要になります。これまで何度もこの議場で百条議会、百条委員会をされて、多くの時間を費やして関係職員からいろんな情報を取得されたということで、そこから浮かび上がってきた一連のワクチン接種に係る不祥事の実態を、これを証拠から確定することになります。

この場合の証拠といいますのは、文書で出ているいろんな起案の文書とか議事録、そしてここでの証言ですね。ここでの証言というのは、議事録という形で紙になったもの、こういったものから事実を認定していくということになります。その事実認定の作業というのは、結構大変な面もございますので、そういった面で弁護士を依頼されたのかなというふうに認識しております。

それから、認定した事実を踏まえて、じゃあその関係職員にどういった責任を取ってもらうのかということもこの議会の役割かなと思っております。ただ、議会が

何らかの責任を嫁す、そういう立場ではございませんので、あくまで議会からこういうふうに責任を取ったらどうですかという提言、それを執行機関に対して提出するということになろうかと思えます。

一般論で申し上げますと、責任として一般的に考えられますのは、刑事責任、それから民事責任、それから、町長は政治家ですので政治家としての政治的責任、それから職員は地方公務員でございますので懲戒処分等の責任という、そういった種類の責任が一般論として考えられます。

その認定した事実をもとに、今申し上げましたような種類の責任のどれに該当するのかと。該当するとして、どれぐらいの重さの責任を取ってもらうのがいいのかということが問題でございます、それについて最終的にこういう責任を取るのが望ましいんじゃないかという結論を出されるのはこちらにおられる議員の皆様ということになりまして、仮に私が参考人として意見を申し上げるようなことがあったとしても、それはあくまで参考にすぎないということは御理解はいただきたいと思えます。

ただ、しかしながら、そうはいいまして、刑事責任、民事責任、それから政治的責任、それから職員の懲戒処分といったことについては、やっぱり本町の前例との比較、あるいは他市町村での前例との比較、あるいは刑事責任とか民事責任であれば、刑事裁判の実務とか民事裁判の実務を踏まえて、これぐらいの線が妥当ではないかというような、重過ぎても軽過ぎてもいけないわけですから、そういった過去の裁判例とか、あるいは他市町村、あるいは本町の過去の事例との比較という作業は、これは弁護士のほうが慣れているのかなというふうに考えておりまして、そういった意味で、事実認定と、そういうとっていただきたい責任の案を考えることに私の存在意義があるのかなと思っておりますが、繰り返しになりますけれども、あくまで最終的にお決めになるのは議会の皆様ということでございます。

そういったことからいたしまして、ちょっと令和4年2月11日付で6名の議員さんから私宛に要望書というのを頂いておりますので、ちょっとこれについて簡単にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず1点目といたしまして、「高取町議会が百条調査権を行使するに当たり、調査目的から客観的に推認できる範囲を超えていないかについて常に留意し、調査目的を外れた内情の暴露であるとか、個人の秘密を探知をできないこと。また、基本的人権の保障に抵触するような調査等はすることができないことなどに留意する必要があると考えております。」ということでございますが、これはもちろんそのと

おりかと思えますけれども、これもあくまでお決めになるのか議会ということになりますので、私の立場からすれば、私に今ここで申し上げたような調査の依頼があった場合に、その依頼事項が妥当でなければ、どうなんですかねと、いかがなものですかねということを使うということになるかなと思います。

それから、証人に対する基本的人権の保障の確保、恫喝、誘導尋問による証言の引き出しということが行われないようにするべきだということについても、これは私がこの場で質問をするわけではございませんので、ちょっと私がどうこうすべき問題ではないのかなと思っております。

それから、「調査報告書の作成につきましては、私たちが原案を作成し、山下先生に監修いただく手法を取ることが最善だと考えております。」と書いてございます。これは、先ほど来申し上げているとおり、案をどちらが作っても、それはいいかなと思っております。私が依頼された中で作った案が一部手直しをすれば妥当だと思えば、サインをしていただければいいかと思えますし、議員の皆さんのほうで案を作るということもあり得るとは思いますが、かなり先ほど申し上げました事実認定と、それがその事実に基づいてどういう法的責任が発生するかということにつきましては、若干の経験と知識が要ることかなとは思っております。

以上が令和4年2月11日付の要望書に対する回答でございます。提言書の骨子について、次に説明をさせていただきます。お手元に提言書というものがあろうかと思えますけれども、それをちょっと御覧いただけますでしょうか。

この提言書は、高取町長、中川裕介殿宛のものでございます。提言書の提言主体は、高取町議会新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会となっておりますが、委員会ではなくて高取町議会ということにしてもいいのかなとは思っております。

まず骨子なんですけれども、まず第1といたしまして事案の概要ということでございます。ちょっとめくっていただきまして、5ページですね、事案の概要を踏まえて各事案に対する関係職員の関与及び責任というところで、ここが先ほど言いました事実認定の部分でございます。このところで、証拠書類や百条議会での証拠をもとに事実認定をしていくということでございます。

それから、第3のところで、関係職員に対してとられるべき措置ということで、ここで責任の内容について軽減をするということになるかなと思います。

それから、もう一つ重要なことといたしまして、こうしたことが二度と起きてはならないわけでございますので、再発防止策を提言するのも議会の役割かなとい

うふうに考えております。

第2、第3の事実認定ととられるべき措置につきましては、私もイメージがわくんですけれども、再発防止策となると、ちょっと私もイメージが正直わきません。ですので、今考えているのは、保健センターとか、あるいは当日のチームの皆さんから私がヒアリングをさせていただいて、その職員の皆さんが今後はこうしたほうが良いという案があれば、それを盛り込んで議員の皆様にお示しするという、私がするとすれば、そういうことなのかなと思います。ここにつきましては、議員の先生方のほうがむしろお詳しいという部分もあろうかと思っておりますので、議員の先生方のほうから御提案を、案を出していただくという形もあるのではないかなというふうに考えております。

あと、最後に終わりにということで、半年以上議会の皆様が御努力をされて、この問題についていろいろ調査をされ、提言をするに至ったその意義とかですね、そういったことを触れられれば良いのかなというふうに考えております。

以上が骨子でございます。第1から第5まであるわけですが、そのうち第1だけ、一応現時点で完成しておりますので、それを今日皆様方にお配りをさせていただいているわけなんです。ちょっとこれは全員お読みされていますか。読んでいない。読んでいない議員さんもおられるんですね。そしたら、ちょっとここで朗読するという形を取らせていただきましょうか。それでよろしゅうございますか。

そうしましたら、第1、事案の概要というところを朗読させていただきます。

「1、はじめに。高取町（以下本町という）では、64歳以下の住民を対象とした新型コロナウイルスに対するワクチンの集団接種事業を令和3年7月18日からリベルテホールにて実施した。この事業において、複数の問題となる事案（以下本件各事案という）が発生した。なお、本件各事案に関与した本町職員及び本件各事案を地方自治法100条に基づいて調査した本町議会議員は別紙1のとおりである。」、後ろに別紙1が付いていると思っております。「また、報告書中で引用する証拠の説明書は別紙2のとおりである。」と。別紙2は、ちょっとまだできておりませんので今日は付けておりませんが、この提言書の事実認定のもととなった証拠のリストのようなものというふうに考えていただければ結構かと思っております。

「2、令和3年7月11日にシリンジが1本余った事案。（1）事案の概要。令和3年7月11日に、その日予定していた接種数を接種し終えたにもかかわらず、

シリンジ（一般的な注射器の注射針やプランジャー以外の部分の注射筒のこと）が1本余るといふ事案が発生した。この場合、1本の注射器を2回使用した、または接種せずに帰宅した者がいる可能性があり、①感染症への罹患のおそれがあり、予防接種による免疫獲得の保証もなされないため、感染症検査及び抗体検査を実施すべきであること。②疑義のある接種記録を本町が保管し、それに基づく疑義のあるワクチン接種証明書を発行することになること。③予防接種事故として本町が国や県への報告をする義務があることなどから、速やかに事件の発生を公表し、なおかつ①及び③などの措置を講じる必要があった。」、ちょっと証拠番号は、まだ証拠説明書ができていないので、ちょっと今後朗読は省略させていただきたいと思います。「ところが、事故発生当日に中川裕介町長を含む町幹部が対応を協議したものの、最終的に中川町長の判断により、事件の発生の公表も特段の措置を講じることも見送られた。そして、この事案は、令和3年9月16日発売の週刊新潮によって初めて明らかにされるとともに、全国に報道されることになった。本町としては、令和3年10月14日と同月15日に報道発表するとともに、令和3年11月号の「広報たかとり」に本事案に係る記事を掲載した。（2）講じられた対策。令和3年7月11日に本町保健センターで集団接種を受けた222人のうち、対象者となる59人に対し、10月12日からコロナ抗体検査及び感染症検査を行うこととし、11月11日までに53人が両検査を受けた。」、ちょっと手元にあった資料では、11月12日までの検査を受けた人数しかちょっと確定できなかったんですけれども、もっと直近の資料で、検査を受けた方の人数がもうちょっと数字が多くなっているのであれば、そのところは新しいデータに差し替えたいと思います。

「3、令和3年7月21日に再冷凍ワクチンを接種した事案。（1）事案の概要。令和3年7月16日、町職員がワクチンを保管している保健センターの医療用冷蔵庫から、同月18日に使用する予定のワクチンを取り出し、保冷バッグに入れて接種会場であるリベルテホールに運搬した。その際、リベルテホールに設置されていた家庭用冷蔵庫の冷蔵室の温度がワクチンの製造元であるファイザー株式会社の説明資料に記載されている保管温度2度から8度に保たれていなかったため、冷蔵室ではなく冷凍室に入れた。このことを知った保健センターの保健師が再冷凍ワクチンの接種には問題があるとして指摘し、同月18日の接種には当該再冷凍ワクチンは使用されなかった。同月18日の接種業務終了後、中川町長以下の町幹部及び保健師で対応を協議し、中川町長から、再冷凍したワクチンの安

全性についてファイザー株式会社に確認するよう指示があった。これを受け、新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクトチーム（以下「PT」という）のリーダーである石尾総合政策課長が同社に問合せをし、保冷バッグでの保管時間は5分であると伝えた上で、再冷凍ワクチンには当たらず、使用しても問題ないとの回答を得た。一方、この回答に係るPTサブリーダーの前田総合政策課長補佐の報告書を見た松本保健師は、ワクチンの取扱方法に係る自らの認識に誤りがあったのかどうかを確認する目的でファイザー株式会社及び厚生労働省に問合せをしたところ、保冷バッグに55分保管されていたのであれば、その時点で溶解しており、それをさらに冷凍することは再冷凍に当たり、当該ワクチンは使用すべきではないとの回答を得た。中川町長は、令和3年7月19日、PTの見解を採用することを決定し、当該再冷凍ワクチンは、同月21日、264人の町民に接種された。

（2）講じられた対策。上記264名を含む306名に対し、10月15日からコロナ抗体検査を行うこととし、11月12日までに286人が同検査を受けた。」、ここも検査済みの人数はアップデートをする予定でございます。

「4、令和3年7月18日以降、データロガーが設置されていないリベルテホール設置の家庭用冷蔵庫で保管したワクチンを接種した事案。（1）事案の概要。接種会場となるリベルテホールに集団接種事業の開始日である令和3年7月18日までに医療用冷蔵庫を配置することができなかつたため、家庭用冷蔵庫を購入して設置するとともに、ファイザー株式会社の説明資料で庫内の温度を2度から8度に保つ必要があるとされていることから、厚生労働省がディープフリーザーに設置を推奨しているデータロガーを設置してワクチンの温度管理をすることになった。ところが、リベルテホールでのワクチン接種を所管するPT担当者の江口主査は、令和3年7月15日から16日にかけて、データロガーで家庭用冷蔵庫の庫内温度を測定したところ、庫内温度を2度から8度に保つことができず、当初はデータロガーが故障していると疑ったが、そうではなく、そのままデータロガーを家庭用冷蔵庫に設置しておく、2度から8度の間に収まらない正確な温度が出てしまって都合が悪くなる可能性があるかと判断し、データロガーを設置せず、代わりに棒温度計を設置して温度管理することにした。そして、この2度から8度の間で温度管理されている保証がないワクチンを、7月18日、同月25日、同月28日、8月1日、同月4日、同月8日、同月11日、同月15日、同月18日の合計9回、町民に接種した。接種した町民の数は、延べ2,943人に及んだ。また、このうち、温度管理されていないワクチンを2回続けて接種

した実人数は745人であった。(2) 講じられた対策。上記9回の各日に接種を受けた町民に対するコロナ抗体検査が10月27日から順次実施された。」。

「5、令和3年8月1日のワクチン接種で、ロット番号シール2枚が紛失し、1シリンジを廃棄した事案。本事案については、紛失の原因が不明であり、関係職員の責任追及及び再発防止策の構築は不可能であるため、本提言書では取り上げない。なお、本事案については、接種業務の受託者から、令和3年8月3日付で中川町長宛に再発防止策が文書で提出されるとともに、対象者53人に対し、10月12日よりコロナ抗体検査及び感染症検査が実施された。」ということをございまして、以上の四つの事案のうち、三つの事案を本提言書では取り上げることになるのかなと思っております。

7月11日のシリンジが1本余った事案、それから令和3年7月21日に再冷凍ワクチンを接種した事案、それから9回にわたって温度管理がきちんとされている保証がないワクチンを接種した事案と、この三つについて取り上げまして、先ほど言いましたように関係職員の関与を明らかにし、その職員に対して取られるべき措置を述べ、そして再発防止策を提言すると、そんな構成になろうかなというふうに考えております。

提言書の骨格に関する私の説明は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長（新澤良文君） それでは、今、山下弁護士から委員会報告書の骨格について御説明をいただきましたけども、何か御意見、御質問等がございましたらお受けいたします。

西川委員

○2番（西川侑壱君） 初めまして。高取町議会議員の西川侑壱と申します。よろしく申し上げます。

先日の百条委員会、ちょっとルールが分からない部分があって、先ほど百条委員会で、今、議事録をすべて読み返した中で、事実認定をするということなんですけど、明らかになった事実という形で、各証言すべてすり合わせて、一連の流れというか、時系列でまとめてきたんですけど、そこをここで話しして、今日は来てないですけども、証人の方々を全員呼んで、何か各個人と認識がずれている部分があったら手を挙げてもらって修正してもらおうということは、普通はやっていかないものなんですか。ちょっと分からなくて申し訳ない。

○委員長（新澤良文君） 山下先生。

○弁護士（山下 誠君）　　どういう形で百条議会として事実を認定するかということに関しては、決まったやり方というのは特にありません。ですから、西川議員がおっしゃられた方法ですね、西川議員がすべて時系列に従ってですか、その事実をまとめて、それに誤りがないかどうかということに関係職員に確認するという作業を御提案されているのかと思いますけれども、そういった方法があり得ないことはないと思うんですが、まあまあ私なんかからすると、それは別に配って、紙でね、ちょっと違ったら言うてくださいということでもいいんじゃないかなと思うんです。

基本的には、西川議員は、ここで証言されたことをもとにまとめられるわけですから、自分が言ったことと違うことは書かれていないはずだと思うんですよ。そうであれば、その内容が違うというふうに後から言われるんだったら、要するに証言を撤回するということになるわけですよ。そうであれば、証言を撤回するという、撤回する必要がある職員に限っては、ここであのときのこういう発言は違いましたと、撤回しますということで証言してもらったらいいいのかなと思いますけれども、西川議員がまとめられたとおりで問題ないというふうにおっしゃられるのであれば、いちいちここで来てもらって確認する必要はないのかなとは思いますが、ただ、職員によって認識が異なる部分というのがあるじゃないですか。それをどうまとめるかというのはすごく難しいといえますか。だから、それについては、例えばの例ですけれども、P Tの人はこう言っているけど、保健センターは違うと、こうやというふうな場合があれば、それは自分自身の証言についてではなくて、例えば保健センターの人がP Tの人の証言のここはおかしいというふうに言うこともあるでしょうし、その逆もあり得る。そういったことがあれば、ここでやりとりするという必要はあるのかもしれませんが、この議場で。

ただ、水かけ論、言った言わないとか、水かけ論に終わってしまうのであれば、双方の言い分を併記するという方法もあろうかもしれませんが、ただ、その併記する以外に、関係証拠を照らし合わせると、こちらの言っていることのほうが理が通っているということで、議会としてこちらの言っていることを事実として認めるということもあろうかと思うんですね。

普通、民事裁判とか刑事裁判で、お金を払えって裁判所が命令するとか、懲役何年とか命令するというときには、事実の一つしかないわけです。両論併記というのはあり得ませんので。もちろん地裁の認定した事実が高等裁判所でひっくり返るということもありますけれども、そうであれば、やはり町議会としても、両論

併記よりはこちらの言い分のほうが事実と認められるというふうに認定した上で、ただし、それについてはこういう反論もあるという反論も一応紹介はした上で、町議会としてはこう判断すると、したがって、こういう事実関係からすると、この人たちにこういう責任を取ってもらうのが適当じゃないかというほうが格好いいというか、そうあるべきじゃないかなとは思いますが。お答えになっていきますでしょうか。

○委員長（新澤良文君） 西川委員。

○2番（西川侑彦君） 具体的なところでお話しさせていただくと、再冷凍の事案で、16日の日に冷凍庫に入れた後、夕方6時ぐらいにプロジェクトチームの江口主査と保健センターの植山保健師が電話したところがあって、その中で江口主査のほうは、データロガーじゃなくて、棒温度計でいけるよということを知っていたということを言われているんですけども、対して、植山保健師のほうは、「私は絶対そんなこと言ってない。」というような証言になってしまっていて、ただ、ほかの証人の方々の意見を聞いても、ちょっとここは事実が分からないところで、読んでいて思うことなんで申し訳ないですけど、石尾課長であったりだとか前田補佐であったりだとかは、恐らくですけども、江口主査がそのように植山保健師から聞いてきたからとなってしまうと思うんですよ、議事録を読んでいると。なので、どちらが真実かというのは、もう江口主査と植山保健師の間でしかちょっと分からないことになってしまっていて、この辺りをどういうふうに記していくかというところはすごく重要な話だと思うので、その辺り、自分自身でもどのように事実のところを認定していくのかというのは分からないところであったので質問させていただきました。すみません。ありがとうございます。

○委員長（新澤良文君） 山下先生。

○弁護士（山下 誠君） それについて言うと、2人の証言が異なっていると。江口さんと植山さんの証言が異なっていると。じゃあ客観的な証拠等と整合するのはどちらの証言かというような事実認定の仕方もありますし、あるいは証言の内容がころころ変わっている人は信用できないというので、こっちの人の証言を採用するという認定の仕方もあると思うんですね。

例えばそういったことが、結局ここに呼んで江口さんと植山さんを問い詰めても、結局溝は埋まらない可能性もあると思うので、この中で、例えば私はこう思う、弁護士の山下はこう思う、西川さんはこう思う、じゃあどうでしょうねというところで議論して、みんながみんなそうだよなというところで落ち着いたところを

提言書に記載するという方法もあると思うんですよ。

それが一つと、あと棒温度計での管理については、誰が言い出したのかという点が今、双方の言っていることが食い違っているんですけども、ちょっと僕が全部そのこの部分の議事録を読んだ限り、棒温度計で管理していたという点については、どうやら4人の保健師もある一定時点からは知っていたというようなことをうかがわせる証言があります。だから、そうすると、知っていて、そのままワクチン接種をしてしまったわけですから、どちらが言い出したかということもさることながら、知っていて何もしなかったということに関しては、少なくとも保健センターの対応にも問題があると言わざるを得ないと私は見ていて思いましたので、そういう点で言うと、どちらが言い出したか、棒温度計での管理を江口さんが思いついたのか、植山さんが言い出したのかということは、そこまで突っ込む必要はないのかなとは個人的には思っております。

○委員長（新澤良文君） 西川委員。

○2番（西川侑壱君） ありがとうございます。藤原保健師も石尾課長も前田補佐も恐らく江口さんから聞いて、議事録を読んでいる限り、恐らく江口さんから聞いて、植山保健師が言っていたからということで変に伝わってしまったところもあるのかというところがあって、ちょっと今質問させていただいた次第です。すみません。ありがとうございます。

○委員長（新澤良文君） ほかにございませんか。

森下委員。

○7番（森下 明君） 森下でございます。山下先生には、本日大変御苦労さまでございます。

本日ちょうだいいたしましたこの提言書の中で、少し内容にそごがあるのかなという部分がございます、4ページでございます。4ページのデータロガーの記述についてでございますが、7行目の後半から。当初、データロガーが故障していると疑ったがという、疑ったと、そうではなく、そのままデータロガーを家庭用冷蔵庫に設置しておく、2度から8度の間に収まらない、正確な温度が出てしまって都合が悪くなる可能性があるというふうにご判断したというふうにご記述されておりますが、データロガーが正常に機能していないということで、これの確認をそのまま保健センターへ提出して、安全性というか、これが正常に機能しているかという確認をしていただいたということで、その後、誰もこのデータロガーが正常に機能したということを確認している者は、証言の中では誰もおりません。温度計

として機能しているということを確認した人はおります。ただし、データとして、データロガーというこの機械が正常に機能したということを証明した人は誰もおりません。

したがって、正常に機能していないデータロガーがなしに、どうすれば家庭用冷蔵庫の温度管理ができるのかというところから、棒温度計の使用につながっているというふうに、我々、議事録を読ませていただいた段階でそういうふうに確認しておりますが、そこはちょっと認識が違うかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（新澤良文君） 山下先生。

○弁護士（山下 誠君） その点は、ちょっと今議事録でどこって言えないですけど、松本聖子保健師が保健センターの医療用冷蔵庫で試してみたら、別に壊れていなかったということで、PTの誰かにお返ししたというふうに言っていたと思うんですよ。私は、それで故障していなかったという事実は認定できるのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○委員長（新澤良文君） 森下委員。

○7番（森下 明君） はい。これは、時系列で、時系列というか、時間を追って、医療用冷蔵庫にデータロガーを入れました。そしたら、医療用冷蔵庫が示している温度とデータロガーが示している温度に差異がない。これはもう正常に機能している。そしたら、5分後はどうかと、10分後はどうかというこのデータが出ていない以上、データロガーという機械自体が正常に機能したという証拠を提出することができないということで、これは温度計として動いていたというのと、データロガーとして正常に機能していたというのは違うと思うんです。

そういうことは、私がこの場で質問をさせていただいて、確認をしておりませんと、データは取っておりませんという回答が出ておりますので、データロガーが正常に機能したということを証明することが誰もできていない。それをもって、棒温度計で管理していたのかなということが、百条議会、百条委員会の中で出た質問、あるいは回答をもって推測すると、そういう方向になるのかなというふうに、我々、議事録を読ませていただいた段階では、そういうことであるというふうに私たちは認識しております。

○委員長（新澤良文君） 山下先生。

○弁護士（山下 誠君） 森下議員がおっしゃっている趣旨は、松本聖子保健師が保健センターの医療用冷蔵庫で壊れているか壊れていないか試してみた。それで、

松本さんは、壊れていないということでPTに返したと言っているんですけど、温度計としては機能するけど、データロガーとしては機能していた保証はないというのは、松本聖子保健師が保健センターで試しに使ってみたときの記録がないから、本当に壊れていなかったのかどうか証明するものが、証明する証拠がないじゃないかって、こういう御趣旨ですかね。

○委員長（新澤良文君） 加えて申し上げますけども、これは議会のほうでもデータロガーについては調べております。すべて正常でございます、これはね。2週間ぐらいデータロガーしたか。正常に機能しております。これはもう説明もさせていただいていますし、そういうので。

だから、データロガーの機能自体を、森下委員、ちょっと分かっていらっしゃらないと思うんですけども、ボタンを押して、温度として再冷凍ワクチンを測ったときに、これは間違いはないですということは信じていらっしゃるんですね、そういうのは。ということになると、温度は測れるけどもデータは残らへんという、データが残るというところを故障していると思っておられるのかもしれないですけども、これはボタンの切り替えだけの問題でございます、データを残すか残さないかというのは。データロガーの機能として。

だから、議会として僕が局長へ言うて、コミュニティホールの家庭用冷蔵庫、あれは約2週間ぐらいかな、データロガーを検査しております。すべて正常です。故障はしておりません。これは、以前にも委員会でもこれを言わせていただきましたので、そういうことです。

森下委員。

○7番（森下 明君） ということになると、ワクチン管理をすべき江口、それからそれが壊れていないということを確認した保健センターも、結局はデータロガーとしての機能が正常であるということを示すデータを保健センターでは持っていないというのであれば、そういう操作をしていないということですので、これはもう残念ながら保健センターの保健師も、当然江口もデータロガーの使用方法すら知らなかったということになってくると思います。だから、そこで。

○委員長（新澤良文君） いやいや、保健センターはデータロガーの使い方は知っております。というのは、保健センターはデータとして記録を残す必要がないから、データロガーが故障しているかどうかというのを判別するだけだったから、データは残していないということを説明しています。

○7番（森下 明君） そこで、私が保健センターの、あのときは植山所長であった

と思いますが、植山所長に確認をさせていただきました。「データロガーとしての機能が正常であるということは確認されましたか。」というふうに僕は質問させていただいております。ほんなら、「医療用冷蔵庫に入れて温度を確認しましたら、医療用冷蔵庫の温度とデータロガーの温度に差異がないので、このデータロガーは正常に機能しているということで、また保健センターで使用するほうへ返却しました。」と、「そうですか。」と、「そしたら、データロガーとしての保健センターで確認をしたときのデータを出してください。」というふうに申し上げました。もう議事録をひっくり返していただいたら結構です。

○委員長（新澤良文君） そやから載っていない。

○7番（森下 明君） そこで、しっかりとデータロガーとしての機能を確認したのであれば、たとえ1時間であろうが2時間であろうが、その間のデータロガーの記録が残っているはずであるというふうに私は考えて質問させていただいた。そしたら、「それは残っていません。」と、「ということになると、保健センターではデータロガーとしてではなく、温度計としての機能に間違いがないということを確認したにすぎないということになります。」というふうに申し上げました。

○委員長（新澤良文君） 山下弁護士。

○弁護士（山下 誠君） ですから、その辺は、植山所長はデータロガーが示す温度が医療用冷蔵庫の温度と一致するというを目で確認した。それを証言した。その植山所長の証言を信用するのか、いやいや目で見ておうていただけではちょっと不十分やと、そのときのデータがないと信用できへんというのか、そこは事実認定をする議会側がどう捉えるかという問題になってくるのかなと思うんですよ。

植山所長の証言だけで信用できるという立場と、いや、それだけでは信用できないという立場がもしあるとして、その意見のそごが埋まらないとすれば、そこはなかなか議会として一致したことは書きにくいかとは思いますが、ただ、問題はそこではなくて、棒温度計で管理していたということについては、これはPTの人は知っていたということはこの前認めていらっしやいますよね。でも、そのことを、保健センターの人もどうやらある一時点からは知っていたようだという証言は何えますので、それをもとに、じゃあPTの方の責任と保健センターの方の責任をどう考えるかと。それは当然同じなのか違うのか、そういった議論になってくるんじゃないでしょうかね。

リベルテホールでワクチンを接種することの所管事務は、それはPTだというふ

うに、それは多分認識に違いはないと思うので、そうであれば所管している人が基本的には、責任は重いのかなとは思いますが。ただ、それを知っていて何も提言しなかった保健センターにどういう責任を取らせるのかというのは、この議会在が決めることなのかなと私は認識しております。以上です。

○委員長（新澤良文君） 森下委員。

○7番（森下 明君） 私たちが報告書を作成する上において、非常に残念な部分については、温度管理が一定でない、安定しない冷蔵庫を医療用の冷蔵庫が入るまで棒温度計で管理しながら使い続けざるを得なかったということについて着目をさせていただいて、それはどこから始まっているというところからスタートさせていただいた。その上で、保健センターへ、データロガーとしての機能が安定しないということで持ち込んだ。その後、返却された。リベルテホールの温度管理、ワクチン管理の責任者に返却されたという時点で、正しく動いているということが確認された。当然、そこで何らかのアクションがあつて、データロガーが使われたのではないかなというふうに考えるんです。

そのところがもうすべて不透明で、そして、その後、棒温度計を使って、先ほどの質問もございました。もう誰からの指示とか申しません。棒温度計を使いながら医療用の冷蔵庫へ入るまでワクチン管理をしなければならなかったと。ここにもう大きな、今回、町民の皆さんにも負担をかけて、再度ワクチンを打っていただく、抗体検査を受けていただくという作業が必要になったという大きな問題がそこにありましたので、そこに着目をさせていただいたということでございます。

○委員長（新澤良文君） この問題については、データロガーの問題については、皆さんも、証拠として提出されている中で、データロガーの記録というものは持つておられると思います。

データロガーの記録を管理していたのは江口さんでございます。それで、データロガーの記録を提出させた中で、極めて不自然な記録の残り方をしているというのは、皆さん、これも分かっていたいただきましたね、認識の中で。

記録の中で、これが故意的にパソコンの中から記録を操作したものなのかどうか。異常を示しているデータロガーが再冷凍の事案のとき、リベルテホールにワクチンが運ばれたときに、異常を示しているデータロガーで測ったところが、そのときは正常だったというような証言もしております。これは、僕は、異常を、データロガーが異常はあったんじゃないしに、冷蔵庫なんか、ほかの温度管理ができていなかったという、単なるそういうことだったと思うんです。そうじゃなか

ったら、データロガーがそのときに、適正な温度が測れましたという証言もおかしいじゃないですか。これはもう、皆さん情報は共有されたと思うんですけども、その辺。だから、私は。

○2番（西川侑壱君） 僕は違うと思います。

○委員長（新澤良文君） どこが違うの。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） 僕は、報告書の中で、報告書というか、時系列の中でいろんな証言を見させてもらって、江口さんの証言、江口さんの証言がころころ変わっているとか、そういう問題はちょっと出てくるかもしれないんですけども、江口さんの証言を見ている限り、14時29分までのデータは引き出せたけども、その後のデータが引き出せなかったというようなこととお話しされたと思うんですね。

もう一台のほうは、HHHという異常な温度が出る。これは、データロガーは1、2に分けて、あえて1、2に分けて今は作らせてもらっているんですけども、その中で、一番僕が、確認もできていない部分ではあるんですけども、初期設定のところがどうなっているのかというのはやはり疑問のところ、例えば、スタート時間をちょっと忘れてしまって申し訳ないんですけど、14時29分まで測れた。そこでの設定が何か変わって引き出せなくなったという可能性も十分考えられるかなと個人的には思っています。

○委員長（新澤良文君） どちらのデータロガー。1台目、2台目。

○2番（西川侑壱君） 1台目のほうです。

○委員長（新澤良文君） 江口の証言の中では、2時29分までのデータロガーね、これは証言の中では、結局、この部分、このデータロガーは駄目だったと、だけでも出していないですね。この時点では出していない。出さずに、その後から持ってきたデータロガーと2台設置したというような証言をしていると思うんやけども。

だから、僕は、ここで温度が消えているというのが、これがちょっと意味が分からなくて、出していないのに、何で2時29分まで1分毎ごとに温度が測れているやつが、外していないのに、2台共付けておったという表現をしている中で、何でこれを1台にあげしているのかなと。

また、初めのHHHというもの、推察する中においては、電源を入れたまま車で運んだんと違うかなと、だからとんでもないような温度をあげしてしまったんじ

やないかなというのが推察されます。

その後、温度は、だんだんだんだん安定してきていますけども、これについても、7月16日、4時46分、まさに再冷凍ワクチンが運ばれた日ですね。この日の4時46分でデータが消えています。これも不自然やと。これは不自然やなど思っています。これはまた議論しましょう。だから、僕は故意的やと思っているんですけどね。これは不自然なという気がしております。

ほか、何かございませんか。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） 関連ですみません。ちょっと僕もデータロガー自体を触ってなくて、この間、局長に確認させていただいたところ、有線というふうに聞いているんですけども、データロガーのデータの抽出の仕方。例えばUSBを抜いてしまっていたとか、例えば2時29分の段階で使い方を知らずにぱっと抜いてしまったということがあった場合、どういうふうに記録されるのかちょっと僕は分からなくて。

○委員長（新澤良文君） 使い方を知らんというても、これはもう3日間使っているですよ。3日間、温度、4月15日から、1分毎ごとにこれはずっと測っております。

だから、何で江口を担当にしたか、これ自身が一番そういうデータを取るとか、そういう系統に優れている職員やということで任命したと言うてましたけども、その中で、突然にデータが消えているということが不自然やなど思っております。だから、江口証人も証言台のほうであれするとき、壊れていましたとか、正常でしたとかうんぬんという表現が二転三転するんですけども、だから、議会として、家庭用冷蔵庫でデータロガーでデータを、データロガーが壊れているかどうかというのは調べさせていただきました。データロガーは正常でした。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） 今の話は、説明書をしっかり読んだ上で使っていて、僕はだから説明書を読んでいなくて使い方が分からなかったというほうが僕は問題だとは思っているんですけども、使い方を読んだ上でしっかり使っていれば、問題はなかったと思うんですね。

江口さんは、ここで発言されているんですけども、データロガーの使い方を熟知できていなかったということははっきりとおっしゃられているはずなんですね。熟知されていなかったというところで、そのデータの抽出がうまくできなかった

だとかということも十分考えられるのかなというふうに思うんですけども。

○委員長（新澤良文君） 江口の言い分を正しいというふうに思っているわけですか。
西川委員。

○2番（西川侑壱君） すべてが正しいというわけではないんですけども、僕自身もやっぱり使い方を熟知しないまま使っていたということは問題だと思うし、その部分が全体で共有を凶られていなかったということも問題だと思いますし、どこまでが江口さんの役割だったかというところをはっきりできていないということも大きい問題だとももちろん思っているんですけども、すべて江口さんが言っていることは正しいとは僕は思っていないんですけども、ただ、偏った考え方をし過ぎるのはよくないとは思っています。

○委員長（新澤良文君） 偏った考え方はしておりません。客観的に、プロジェクトチームの中でデータを測るということ、プロジェクトチームのリーダーが任命されて、それでデータロガーを使っているのわけでございまして、だから、データロガーというのは何に使うんやと。

今、厚生労働省、県、あるいはマスコミ等々の報道でも見たら分かるように、このワクチンというのは必ず温度管理せなあかんものなんやと、町民の命を、健康被害が起こるか分からないようなこのワクチンを接種する大切な大切な温度管理をする冷蔵庫の温度を測る前に、事前にデータロガーでデータをちゃんと取っています。

これは、江口君が取ったデータですね。データロガーでデータを1分前にちゃんと取っていますよ。1月15日からずっと、16日の2時29分。だから、ちゃんと使い方も分かっていたというのがここに出ています。それは、使い方が分かっているからデータが取れているという証拠は、ここに出ています。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） それは、一番最初にUSBを差してパソコンを置いたまま、一晩置いてあったからデータが抽出できていると思うんですけども、その2時29分の段階で何かしら、ちょっと分からないですけど、Wi-Fiなのか、Bluetoothというふうに思ってしまったのか分からないんですけども、その時点、抜いても大丈夫と思って抜いてしまった可能性というのはあると思うんですけども、いかがですか。

○委員長（新澤良文君） それはあくまで可能性で、江口がそういう証言をしているわけじゃなしに、西川委員は江口君の側に立ってとは言いませんよ、そやけど、

江口君の考えの中のことを、証言もしないようなことを、西川委員の想像の中で、妄想の中で今おっしゃられているわけですね。

ブルートゥースもW i - F i もないんですよ、この機械自体がね。だから、有線だから、妄想の中で考えてきたストーリーで、これにおいてということはこの前も言うてはりましたけども、ストーリーはストーリーとして、委員の考えとして、さっき山下先生に質問していただいたように、それぞれの問題点というのは言っていた方がいいと思うし、今、江口君がこうであったんじゃないか、ああであったんじゃないかというのはすべて西川委員の中のストーリー、誰も証言していない、何の証拠もないことで、勝手に考えていらっしやるだけのことなんで、議論の余地もないと思います。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） それを言うのであれば、2台目のデータロガーは車に乗っていて、異常な温度を示しているというのも推察だと。

○委員長（新澤良文君） それはそうですよ。推察ですよ。これは、推察やけども、そやけど、この2台目のデータロガーのHHHというのが、これが正常で、データロガーで測った再冷凍ワクチンが正しいというのがおかしいじゃないかということになってくるんですよ。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） だから、僕の推察です。ただ、でもその。

○委員長（新澤良文君） そやからあれですよ。あくまでもしつこく言いませんよ、あくまでもしつこく言いません。そうであるかもしれないし、そうじゃないかもしれないということを言っているだけであって、僕はもうしつこくは言いません。

○2番（西川侑壱君） では、この意図的にデータが出なくなるように細工をしたということも可能性ということで大丈夫ですね。

○委員長（新澤良文君） もちろんそうです。もちろんそうです。証拠がないんやから、もちろんそうです。何を言うているんですか。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） 各個別の事案はそうかもしれないんですけど、今日、もう一つ大きいところでお話しさせていただきたいなと思っていたんですが、これは提言書という形になっていると思うんですけど、報告書はまた別で作るということなんですか。

○委員長（新澤良文君） 山下弁護士。

○弁護士（山下 誠君） ただ、その文書のタイトルが提言書が適当なのか報告書が適当なのかということかなと思うんですけれども、私、これは個人的な意見になりますけれども、報告というよりも、議会としてはこう考えるので、町長のほうでしかるべく対処してくださいという、そういう文書であるならば、提言という言葉のほうが適切ではないかなと思った次第です。

○委員長（新澤良文君） 西川委員。

○2番（西川侑壱君） 分かりました。ありがとうございます。

あと、作っていくに当たって、自分自身もいろいろ考えていたんですが、一番最初に調査の趣旨であったりだとか、そういうところを載せながら、各役職が各証人の役職であったりだとか、今までプロジェクトチームが出来上がるまでどういう経緯やったんか、そういうこともまた載せていかなければいけないかな、分かりやすくするためにはというところなんですけど、とは思っていたので、またその辺り、いろいろ議論させていただければなと思います。

○委員長（新澤良文君） もちろん、その辺はすべて入れます、提言書にね。役職もそうですし、当たり前のことですのでやります。

ほか。

新澤委員。

○8番（新澤明美君） 大きな枠として、議会としてはどういうふうに取り組んでいくのかということをごちゃと一定考えていかななくてはいけないかなと思っているんですが、提言書なり報告書を議会としてどこまで作っていくのかということと。

すいません。失礼いたしました。新澤です。お世話かけますが、よろしくお願ひします。

先ほど弁護士先生のほうから、今後の再発防止策とか、おわびについては、議会のほうでいろいろお考えになったらいいのではないかと、取られるべき措置についてはなかなか難しいんじゃないかというお話もあったわけです。そういう意味では、先生の御提言も受けながら、議会としても一定の意見を、こういうふうに考えますという文書をやっぱり提案をしていかなければいけないなと私は思っています。

そこの辺は、ここの場で皆さんと話し合う場なのか、ちょっとよく分かりませんが、はい、というのが一つと、具体的なところにつきましては、2番で関係職員の関与と責任という部分で、関与という部分で、どこまで書いていくのかと。

先生もお考えなんだろうと思うんですが、今日頂いた文書の中ではあまり細かく書かれていないんでね、どうなのかなと。事実関係についてもう少し書いていかなければならないのかなと思いつつながら、一番最初のこういう書き方については、本当ばくつとした形で書くのかなとは思っております。そこら辺の考え方を先生にもお聞きをしたいというのと、具体的な部分では、今言いました4ページの森下委員がおっしゃった同じ部分なんですが、江口職員がデータロガーは故障していると疑ったが、そうではなくという形で、最初は疑っていたのだが、そうではなく、そのままデータロガーを放置で使っておくと、正確な温度が出てしまって都合が悪くなる可能性があるというふうに書いてあるんですが、この判断しというのは内心の問題でありまして、そういうような、もし江口職員が発言をしておれば、それはそうだなと思うんですが、こういう形で事実確認のところに書くべきではないかと私は思っております。

実際に、温度管理の問題につきましては、データロガーが壊れているように思ったと。どういうふうにこれを正常な温度で動かしていったらいいのか、その場でとても迷って、職員たちがあたふたした中で、緊急策として棒温度計と、それでもいいのかどうかもよく分からず使ってしまったというような事案ではないかなというふうに思うんですね。

そこに、上も含めて、とても大きな責任もかかっているかなと思うんですが、この書き方を見ますと、ちょっと、起こった事案とはちょっと違うかと私は思っています。以上です。

- 委員長（新澤良文君）　ちょっと僕のほうからいいですか。進め方において、ざっくりしたということにつきましては、今日、冒頭、山下先生のほうから御説明がございました。これは、今日はあくまでもこういう方針でいきますよということだけでも、事細かくについては、今後また百条委員会ということでございます。

山下弁護士。

- 弁護士（山下 誠君）　まず1点目の提言書の作成の仕方についてのお尋ねなんですけれども、私の個人的な見解なんですけれども、やっぱりこういう提言書というのは、議会として議会の総意として出すものになると思います。こういう事実が認定されるとか、こういう事実に基づいてこういう責任を取るべきだといったことを何か多数決で決めるようなやり方ではちょっとそぐわないんじゃないかと思っております。そうすると、ある程度最大公約数的な形にならざるを得ないのかなと。

ですから、これはあくまでも私の個人的見解ですけど、先ほど西川議員のほうから御指摘のあった、江口さんが意図的にデータロガーのデータの取得をストップさせたのかどうかとか、そういったことって結局分からないことだとすれば、あまりそこに関して憶測でこうだというようなことは書けないと思うんですよ。ただ、重要なのは、責任を取ってもらう根拠としてこういう事実があるからと、そこが重要だと思いますので、それに関して言うと、棒温度計で管理していたということは当然江口さんは知っていた。上司の前田さんも石尾さんも知っていた。証言からする限り、保健センターもうすうす知っていたということで私はもう十分なのかなと思うんです。

誰が棒温度計の管理を提言したかとか、江口さんが意図的にデータを改ざんしたかどうかとか、それが証拠から認定できれば、そこまで突っ込んだらいいと思うんですけど、証拠から認定できなかつたら、その部分は触れずに、証拠とか証言から認定できる部分だけ認定するというような手法を取るのかなというふうに思います。

それと、報告書を作成していくに当たって、今ここでやったような形で議論をしていって、一定の方向に収れんさせていくという作業が必要になると思うんですけど、これをこういう場でやるのがいいのか、全員協議会みたいな、もうちょっと話しやすいフランクな場でやるのがいいのか、そこはちょっと御検討いただいたほうがいいのかなと思っていまして、私は個人的には全員協議会のようなところでやるほうがいいんじゃないかなと。

結局、オープンになるのは報告書、提言書で、当然これはインターネットを含めて、町民ほか全国に公表していくべきものなので、ここはもう誤りは許されないとしますし、取るべき責任の内容も、やっぱりちょっとあまり重過ぎたり、軽過ぎたり、あるいはちょっと法的にずれていたりしたら、ちょっと議会として恥ずかしいことになると思います。全国の人が見る可能性がありますから、町のホームページとかに載せたら。だから、そういう意味で言うと、ある程度無難といったらあれですけど、事実認定に関しても誰からも文句のつけようのないものにする必要があると思いますし、取るべき責任としては、提言内容も、誰が読んでもこれぐらい仕方がないよなというようになるところになるのかなというふうに思っております。

ただ、1点、これは議論があると思うんですけども、もしもここでの調査に当たって偽証があった場合、これを偽証罪として告発するかどうか、これは議会の

議決が必要というふうに地方自治法で解釈されていますので、これについては多数決で決めるということになるのかなと考えております。

それから、先ほど来議論の出ている提言書の4ページなんですけど、ちょっと江口さんがこういう趣旨のことを認めている部分があるんですよ。ちょっと僕、それを全部パソコンに入力しているんですが、ちょっとパソコンを取りに行っていないですか。ちょっとだけお時間を頂いて。

- 委員長（新澤良文君） 今、山下先生のほうからお話があったようでございます。だから、今回の議案について、最後の詰めの段階において、責任を町職員に。議会としては、町長に対して不信任なり辞職勧告なりということにはできたとしても、職員に対してどうこうという責任は、議会としては、提案はできても、できないんで、その辺も含めてどうするかということは、全協も含めて考えていけたらなと。議運の委員長とまた相談します。

先生、ちょっといいですか。偽証罪の件、先生が先ほどおっしゃいましたけども、ここで宣誓して、ここでうそを言った、偽証罪のものについては、これはもう刑事告発するしかないなど。これは、多数決になるわけないけども、これはもう議員の皆さんも、議員として百条調査権を発動した議会の中で、偽証罪という案件が、僕だったら偏った見方と言われるかもしれないから、弁護士の先生に第三者的に審査していただいて、これは偽証罪に当たるんじゃないですかというようなことに至った場合は、これはもうもちろん賛同していただけたらと思っております。百条調査権を発動した委員会の中で偽証するという行為においては、これは許されざることなんで、それはそのときにまた諮らせていただきたいと思いますけども、偏った判断にならないようお願いいたします。

山下先生。

- 弁護士（山下 誠君） 先ほどの江口主査の発言なんですけど、令和3年10月5日の議事録をお持ちですかね。令和3年10月5日の議事録の52ページで、10月5日の前に証言された御自身の証言を訂正しているんですね、江口さんが。どういうふうに言っているかというのと、「先日、ロガーを外した経緯について、データロガーで家庭用の冷蔵庫に付けると正確な温度が出てしまう可能性があるので外したのですか」という御質問を頂いたと思っております。記憶がなく、うまく御説明できませんでしたが、記憶を整理いたしまして、ほかの方の意見を、話を聞く中で思い返しますと、そういったお話をしてしまったかもしれないという思いに至りました。」と言っているんですね。ですから、この証言の趣旨というのは、

データロガーで家庭用の冷蔵庫に付けると正確な温度が出てしまうので外したんですかということについては、そういうこともあるということをお認めになっているというふうに読めますので、その旨書かせていただいたということです。

52 ページです。10月5日の52 ページ。

そしたら、江口さんの証言の冒頭のほうです。

○副委員長（森川彰久君） 山下先生、それは52 ページでいいんですか。

○弁護士（山下 誠君） これは、僕は事務局長から紙ベースでもらったものなんですけど、それとネット上にあるのはちょっと違っているのかもしれませんが、ページが。

○委員長（新澤良文君） 議事録の52 ページには、先生が今おっしゃられたことは書いております。

新澤委員。

○8 番（新澤明美君） ちょっとここであまり議論しても、もう少し、先ほども言われましたように場を変えて、もう少し詰めるとこも出てくるかなと思いますが、ひと言だけ。

先ほどから先生から頂きました意見、私ももっともだと思って聞かせていただきました。そういう方向で進められたらいいなというふうに思います。

今、具体的なデータロガーの問題ですが、故障していると疑っていたら、そうではなく、都合が悪くと、正確な温度が出てしまって都合が悪くなると。正確な温度が出ればね、別に都合が悪くなるな、ちょっとよく分からんなと思って私これを読んでいたんですが、本心としたら、私の読みとしたら、もうデータロガーが壊れている壊れていないという状況の中で、このまま進めていくと混乱が起きると、だから違う方法を取ったほうがいいのではないかというふうに、その場では短絡的に考えたんだろうなと、とても短絡的な私は考え方をしたんだなというふうに私は捉えておまして、故意に温度管理ができていないのを住民に打ってやろうと思ってやったわけではなく、ちょっとそこら辺の質問の、質問をしている側と回答をした側の思いがちょっと私は違うなと思って、私は今議事録を読んだわけ。ここは、もう少し皆さんとお話をしたいです。以上です。

○委員長（新澤良文君） 新澤議員、故意にというのは、僕は何を申し上げたいというと、江口証人、皆さん思い出してください。初めパソコンはないと言うたんです。パソコンにはないと。証拠を提出しなさいと言ったら、ないと言ったんです。その後で、百条委員会で、ないと言うてしまいました。すみません、訂正させて

くださいと僕のほうへ来よりましたやん、実はありましたと。何でないと言うんだと。すみません。すみませんでした。そのときはね。

だから、一事が万事、短絡的なんかももしれない、意図的なんかももしれない。それは、証拠を重ねていった中で、それはもうどう判断するかもあれなんですけど、いずれにしても、あってはならないようなことを承知しながらやっちゃっているという部分においては、僕は、江口証人だけと違いますよ、プロジェクトチームもそうやし、考え方によっちゃ保健センターもそうなのかももしれん。責任ある者には全員責任を取らせるという姿勢がこの議会としては大事じゃないかなと僕は思いますよ。町長も含めて。

新澤委員。

- 8番（新澤明美君） 先ほど弁護士先生もおっしゃったように、事実に基づいて、何があったのかという、そこから見えるものをはっきりさせながら、その裏の中で、いろんな思いでガタガタしていたことについても、幾分か私は報告書の中に触れてもいいと思います。

ですが、あくまでもそのよく分からない部分を断言するような書き方の報告書であってはならないと思っています。以上です。

- 委員長（新澤良文君） また新澤委員、あとで議事録ね、御自身でチェックしてください。52ページに書いていますんで、チェックした上で発言してください。

だから、山下先生は、先ほども聞いていただいていたように、僕と言われても、またこれは偏ったかもしれんとみんなから言われるかももしれない。また6人組として、6人組と言うたらまた叱られるかももしれないけども、6人の方がまとめたというストーリーについても偏ってくると言われるかももしれないということなんで、だから、議事録に依じて、弁護士の先生が何が問題があって、何がどうやということをもとに骨格として作ってきていただくというのが、法的にも偏った、第三者的な立場でも作成してきていただけるということなんで、それをベースというか、それをもとにして、また皆さんの意見を聞かせていただきながら議論してもらおうと思うんですけど、どうですかね。

ほか、どなたかおられますか。

谷本委員。

- 3番（谷本吉巳君） 谷本でございます。先生、どうぞよろしくお願ひいたします。

先生は、提言書ということで上げていただいておりますけれども、これはまた皆さんで議論していただいて、調査報告書にすべきかどうかということなんですけ

れども、それも先で議論も必要やと思うんですけれども、1点、先生にお聞きしたいのは、この第3の関係職員に対して取られるべき措置という項目がございしますが、これは議会のほうから、この職員に対してこういう処分が適当であるということを提言されると思うんですけれども、これが必要であるという、どういうお考えでこれが必要であるというふうに先生がお考えなのか。

○委員長（新澤良文君） 山下弁護士。

○弁護士（山下 誠君） 百条議会まで設置をされて、かなりの時間を費やされて調査をして、こういうことが分かりましたというだけで、それ以上何も提案をしないということが果たして議会の役割なのかなという素朴な疑問がございまして、当然、これだけ時間を費やして調査した以上、こういった措置を取るべきではないかというような提言をするのが議会の果たすべき役割じゃないのかなと私は考えますし、やはり何らかの責任を取ってもらうということで示しをつけないと再発防止にならないんじゃないかというふうには思いますけども、いかがでしょうか。

○委員長（新澤良文君） 谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） この取られるべき措置については、これはいろんな議員の皆さんの考え方があると思いますので、また議論が必要だというふうに思いますけれども、私自身は、例えばこの職員は減給とかいう、そこまで具体的なことは、私は必要はないというふうに思いますので、各事案に対する関係職員の関与及び責任という項目がございしますので、私はこれで十分かなと思います。これは先で議論したいと思います。

○委員長（新澤良文君） 具体的に言うてください。今、分かりにくかったんで。

○3番（谷本吉巳君） だから、関係職員に対して取られるべき措置という、例えばこの職員は具体的に減給何%、何か月とかいうような具体的なそこまでの措置は、私は必要でない。

○委員長（新澤良文君） その後、言うたと思います。

○3番（谷本吉巳君） だから、第2の各事案に対する関係職員の関与及び責任という項目がございしますので、私はこれで十分かなというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（新澤良文君） 言うただけで、言いつばなしで、その責任は取らないということでもいいということですか。

○3番（谷本吉巳君） だから、第2で関与及び責任というのがありますので、こう

いう責任がありますよということで私は十分だと思います。以上です。

○委員長（新澤良文君） ほか、ございませんか。

ちょっと確認しておきます。議会として、事実関係が明らかになってくる中で、責任あるところは責任を取っていただくという、これは皆さん一致していますよね。当たり前ですよ。責任があるところは責任は取ってもらう。これは当たり前ですね。ここが違ったら、もうすべてが、こんなことをやっている意味もないので、個人的に訴えていくしかない。住民監査請求とか、住民の方が疑義を持っていることは、住民の方がやられるしかないのかなど。議会が機能を果たしていないということになる。

だから、事実関係が明らかになったときに、責任がある方には責任を取らせる。これはもうもちろんのことやろうし、責任がある職員においては、責任を取るよう議会から提言するというところでございます。

山下先生、何か御意見ございませんか。

山下先生。

○弁護士（山下 誠君） 例えば刑事告発するかどうかとか、何らかの法的拘束力を伴わない決議をするとか、その辺は議会がすべきことだと思います。

行政職員に対する懲戒権は、これは町長にしかございませんので、それは議会が懲戒処分を下すことはできませんが、私は個人的には提言ぐらいいはしてもいいのかなとは思っています。

それに関して、ただ町長の懲戒権をあまり拘束するのはいかなものかという考え方も別途あるかと思っています。そういう場合は、幅を持たせた記載というのものもあるのかなど、折衷的にね。例えば減給とか停職とか、何か月とか幾らとか明示せず、減給処分がふさわしいとか、訓告、戒告がふさわしいとか、確か4種類あったと思います。停職、減給、懲戒、訓告かな、確か4種類ぐらいあったと思うので、そのどれかっていうだけを示して、さらにそれ以上突っ込まないというやり方もあるでしょうし、さらに突っ込むという方法もあるでしょうし、あとは、じゃあ上司と部下で責任の重さが変わってくると思いますので、あるいは先ほどの話で、PTと保健センターとでもまた違ってくるでしょうし、そういったことに関して違いを付けた提言をするのかとか、その辺は、これは本当に議会が決めることなので、私としてはいろんなやり方があるよというのを提案するだけでございます。

○委員長（新澤良文君） 加えて申し上げますと、本事案は単なる職員の不祥事を議

会で調査しているわけではございません。この不祥事、職員に対する不祥事もそうですけども、職員の不祥事を処罰する側の町長が一番大きな不祥事を起こしているという、この部分においても、これは一番大きいのか小さいのかにおいても、これから法的に精査していくわけでございますけど、処罰する側の人間が一番処罰が重い可能性が出てくるんで、だから議会からも提案したらいいんじゃないかという部分はそういうところにもあるわけでございます。

その辺も、谷本委員、御理解いただければと思うんですけども、どうですか。御意見どうですか。いいですか。

それに、職員を守ってあげたいという気持ちも僕もありますよ。皆さん一緒やと思います。でも、責任ある者は責任を取らせましょう。僕らも責任をとるねんから。やはり町民の命を預かる事案ですよ、こんなの。

何かございませんか。

ないようでしたら、今日のところは百条委員会をこれで閉じさせていただきながら、また次の委員会に向けての、どなたを証人喚問するんか、もしくはどういう形で調査報告書をまとめていくのかということも含めて、議運の委員長と副議長と諮らせていただいて、いったん全協で方向性といいますか、たたき台を出しながら、それをまた山下先生に報告していただいて、法的にやっていただくという方法を取らせていただこうかなと思っています。それでよろしゅうございますか。よろしいですか。

今日は、これにて委員会を閉じさせていただきます。

皆さん、いろんな意見があると思います。西川委員の意見もそうですし、新澤委員の意見ももっともやと思います。僕は、谷本委員の意見も、違う議案であれば、僕はそうしてあげたいと思いますし、いろんな意見があると思いますので、またいろんな意見を、まとめて6人で言うんじゃないかに、個別でそれぞれが意見を言っていたらなどと。そのほうが議論ができるんじゃないかなと思う次第でございます。

それではお諮りいたします。

これにて百条委員会を閉じさせていただきますけども、お諮りいたします。調査中の事件については、閉会中の継続調査とすることに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声起こる。)

○委員長(新澤良文君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

本日予定しておりました日程は、すべて終了いたしましたので、これもちまして閉会いたします。閉会。

午前 11 時 46 分 閉会